

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3編 第1章 第1節 1-1-1 3	土木工事共通編 総則 総則 用語の定義 技術検査とは、奈良県土木部土木工事検査要領及び土木工事技術検査基準に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	第3編 第1章 第1節 1-1-1 3	土木工事共通編 総則 総則 用語の定義 技術検査 技術検査とは、奈良県土木マネジメント部土木工事検査要領及び土木工事技術検査基準に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	項目見出しの追記 組織名称変更による
1-1-4	現場技術員 請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に關し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 (2) 監督職員から請負者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。 (3) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。	1-1-4	現場技術員 受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	表現の修正
1-1-5 3	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 請負者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	1-1-5 3	監督職員による確認及び立会等 確認、立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	項目見出しの追記 語尾の修正
6	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督職員が押印した書面を、請負者は保管し検査時に提出しなければならない。	6	段階確認 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	表1-1 段階確認一覧表 鋼管井筒基礎工 砂防ダム		表1-1 段階確認一覧表 鋼管矢板基礎工 砂防堰堤	語句の修正
1-1-7	品質証明 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。 （1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、請負者はその結果を所定の様式により、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。	1-1-7	品質証明 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。 （1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。	表記の統一
1-1-9	中間検査 1 請負者は、土木部土木工事検査要領に基づく、中間検査を受けなければならない。	1-1-9	中間検査 1 一般事項 受注者は、県土マネジメント部土木工事検査要領に基づく、中間検査を受けなければならない。	項目見出しの追記 組織名称変更による
	5 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	5	検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	項目見出しの追記 表記の統一
第2章 第1節	一般施工 適用 1 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	第2章 第1節	一般施工 適用 1 適用工種 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	項目見出しの追記 工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工を追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） <u>（平成14年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編） <u>（平成14年3月）</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成17年12月）</u></p> <p>日本道路協会 舗装試験法便覧 <u>（昭和63年11月）</u></p> <p>建設省 仮締切堤設置基準（案）<u>（平成10年6月）</u></p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 <u>（告示）</u> <u>（昭和46年12月）</u></p> <p>建設省 防護柵の設置基準の改訂について <u>（平成10年11月）</u></p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>（平成16年3月）</u></p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 <u>（平成12年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 <u>（昭和61年11月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針 <u>（昭和61年11月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－のり面・斜面安定工指針 <u>（平成11年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>（平成11年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>（平成11年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>（平成11年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－排水工指針 <u>（昭和62年6月）</u></p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成16年2月）</u></p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（設計及び保守管理）<u>（平成17年6月）</u></p> <p>労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン <u>（平成12年12月）</u></p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） <u>（平成13年12月）</u></p> <p>厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン <u>（平成15年）</u></p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 <u>（平成18年2月）</u></p>	第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） <u>（平成24年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編） <u>（平成24年3月）</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成24年12月）</u></p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 <u>（平成19年6月）</u></p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）<u>（平成22年6月一部改正）</u></p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 <u>（平成15年11月5日）</u></p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>（平成20年1月）</u></p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 <u>（平成24年5月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 <u>（平成24年8月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 <u>（平成21年6月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針 <u>（平成22年4月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 <u>（平成21年6月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>（平成24年7月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>（平成22年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>（平成25年11月）</u></p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 <u>（平成24年4月）</u></p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成22年12月）</u></p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）<u>（平成24年3月）</u></p> <p>労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン <u>（平成20年3月）</u></p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編） <u>（平成13年12月）</u></p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン <u>（平成21年4月）</u></p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 <u>（平成24年4月）</u></p>	<p>表記の統一</p> <p>適用諸基準の改正</p> <p>改正による修正</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4	第3節 2-3-1	第3節 2-3-1	<p>共通の工種 一般事項 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、<u>法枠工、吹付工、植生工、縁石工</u>、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、<u>桁製作工、工場塗装工</u>、コンクリート面塗装工、<u>支給運搬工</u>その他これらに類する工種について定める<u>ものとする。</u></p>	<p>語句の修正 工種の追加</p>
	2-3-2	2-3-2	<p>材料 3 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117、<u>（保安用反射シート及びテープ）</u>。または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。</p>	
	3	3	<p>（3）ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 JIS改正に伴い修正</p>
	6	6	<p><u>視線誘導標の形状及び性能</u> 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 （1）反射体 ① <u>読負者</u>は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、<u>読負者</u>は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。 ② <u>読負者</u>は、色が白色または橙色で<u>次</u>に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p>	<p>引用条項の修正</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>表記の統一</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-3-3 11	作業土工（床掘り・埋戻し） 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>するものとする。</u>	2-3-3 11	作業土工（床掘り・埋戻し） <u>狭隙箇所等の埋戻し</u> 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議 <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
2-3-4 8	矢板工 請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で <u>充てん</u> するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2-3-4 8	矢板工 <u>矢板引抜き跡の埋戻し</u> 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で <u>充填</u> するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
2-3-9 15	小型標識工 請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上と <u>するものとする。</u>	2-3-6 15	小型標識工 <u>融亜鉛メッキの基準</u> 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上と <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
16	請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H <u>9124</u> （溶融亜鉛メッキ <u>作業標準</u> ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	16	<u>防錆処理</u> 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H <u>8641</u> （溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	項目見出しの追記 JIS改正に伴い変更
18	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmと <u>するものとする。</u>	18	<u>ジンクリッチ塗装用塗料</u> ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmと <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
19	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行 <u>うものとする。</u>	19	<u>ジンクリッチ塗装の塗り重ね</u> ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行 <u>わなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
10-				
5-4-2	<p>プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>1 <u>請負者</u>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS<u>認定</u>工場において製作したものを<u>用いなければならない</u>。</p> <p>3 型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに<u>下記の事項を表示するものとする。</u></p>	2-3-12	<p>プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS<u>マーク表示認証製品を製造している</u>工場において製作したものを<u>用いなければならない</u>。</p> <p>3 <u>表示する事項</u> 型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに<u>以下の事項を表示しなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記 JISマーク表示対象事業者は、工場ごとに認証を受けなければならないという制約はないため 表記の統一 語尾の修正</p>
5-4-3	<p>ポストテンション桁製作工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、コンクリートの施工については、<u>下記の事項に従わなければならない</u>。 (4) <u>請負者</u>は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲<u>あるいは</u>型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p> <p>2 PCケーブルの施工については、<u>下記</u>の規定によるものとする。 (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように<u>するものとする。</u> (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定め<u>るものとする。</u> (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置<u>及び</u>方向が移動しないように組立て<u>るものとする。</u> (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護<u>するものとする。</u></p> <p>3 PC緊張の施工については、<u>下記</u>の規定によるものとする。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認<u>するものとする。</u>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	2-3-13	<p>ポストテンション桁製作工</p> <p>1 <u>コンクリートの施工</u> <u>受注者</u>は、コンクリートの施工については、<u>以下</u>の事項に従わなければならない。 (4) <u>受注者</u>は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲<u>及び</u>型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p> <p>2 <u>PCケーブルの施工</u> PCケーブルの施工については、<u>以下</u>の規定によるものとする。 (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように<u>しなければならない。</u> (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定め<u>なければならない。</u> (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置<u>及び</u>方向が移動しないように組立て<u>なければならない。</u> (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護<u>しなければならない。</u></p> <p>3 <u>PC緊張の施工</u> PC緊張の施工については、<u>以下</u>の規定によるものとする。 (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認<u>しなければならない。</u>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認するものとする。</p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。</p> <p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。</p> <p>(8) プレストレッシングの施工は、道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。</p>		<p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。</p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行わなければならない。</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。</p> <p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。</p> <p>(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。</p>	<p>語尾の修正 表記の統一 語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>適用諸基準の改正</p> <p>表記の統一</p> <p>語尾の修正</p>
4	<p>請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>②混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>③グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>④グラウトの材齢28日における圧縮強度は、20.0N/mm²以上とするものとする。</p> <p>⑤グラウトは膨張率が0.5%の配合とする。</p> <p>⑥グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。</p>	4	<p>グラウトの施工 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>②グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>③グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>④グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm²以上とするものとする。</p> <p>⑤グラウトは体積変化率は±0.5%の範囲内とする。</p> <p>⑥グラウトのブリーディング率は、2.4時間後0.0%以下とするものとする。</p>	<p>項目見出しの追記 表記の統一 表記の統一</p> <p>プレミックスタイプのグラウト製品もあるため対象をグラウトに拡大</p> <p>適用諸基準との整合 適用諸基準との整合 適用諸基準との整合</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>⑦ <u>グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m³以下とするものとする。</u></p> <p>(2) <u>請負者</u>は、使用グラウトについて事前に<u>次</u>の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>②ブリーディング率及び<u>膨張</u>率試験</p> <p>(4) <u>グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。</u></p> <p>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。</p>		<p>⑦グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、<u>普通ポルトランドセメント質量の0.08%</u>以下とするものとする。</p> <p>(2) <u>受注者</u>は、使用グラウトについて事前に<u>以下</u>の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>②ブリーディング率及び<u>体積変化</u>率の試験</p> <p>(4) <u>グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</u></p> <p>(5) <u>連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</u></p> <p>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。</p>	<p>適用諸基準との整合 表記の統一</p> <p>適用諸基準との整合 削除</p> <p>追加</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p>
6	主桁製作設備の施工については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	6	<u>主桁製作設備の施工</u> 主桁製作設備の施工については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	項目見出しの追記 表記の統一
7	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <u>下記</u> の規定によるものとする。 (1) PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有する <u>ものでなければならない。</u> (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化する <u>ものでなければならない。</u> (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られる <u>ものでなければならない。</u> (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有し <u>ていなければならない。</u>	7	<u>プレグラウトPC鋼材</u> プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <u>以下</u> の規定によるものとする。 (1) PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有する <u>ものとする。</u> (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化 <u>しなければならない。</u> (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られる <u>ものとする。</u> (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有する <u>ものとする。</u>	項目見出しの追記 表記の統一
				語尾の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																																																																							
編章節条		編章節条																																																																									
5-4-5 2	<p>プレキャストセグメント主桁組立工 ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>（1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2001 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）によるものとする。</p>	2-3-1 4 2	<p>プレキャストセグメント主桁組立工 ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>（1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成22年11月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>項目見出しの追記表記の統一</p> <p>適用諸基準との整合</p>																																																																							
<p>表5-1 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <caption>表5-1 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</caption> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×104～1×105</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>—</td> <td rowspan="5">20±2℃</td> <td rowspan="5">20± 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断 接着強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：① 可使時間は、練り混ぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。 ② だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ約1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。 ③ 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>		品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	粘度	MPa・s	1×104～1×105	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	比重	—	20±2℃	20± 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm2	12.5以上	圧縮強さ	N/mm2	50.0以上	引張せん断 接着強さ	N/mm2	12.5以上	接着強さ	N/mm2	6.0以上	<p>表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <caption>表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</caption> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×104～1×105</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>—</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23± 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断 接着強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm2</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 可使時間は練り混ぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。 【注2】 だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。 【注3】 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>		品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	粘度	MPa・s	1×104～1×105	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	比重	—	23±2℃	23± 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm2	12.5以上	圧縮強さ	N/mm2	50.0以上	引張せん断 接着強さ	N/mm2	12.5以上	接着強さ	N/mm2	6.0以上
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																							
未硬化の接着剤	外観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—																																																																							
	粘度	MPa・s			1×104～1×105																																																																						
	可使時間	時間			2以上																																																																						
	だれ最小厚さ	mm			0.3以上																																																																						
硬化した接着剤	比重	—	20±2℃	20± 2℃ 7日間																																																																							
	引張強さ	N/mm2			12.5以上																																																																						
	圧縮強さ	N/mm2			50.0以上																																																																						
	引張せん断 接着強さ	N/mm2			12.5以上																																																																						
	接着強さ	N/mm2			6.0以上																																																																						
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																							
未硬化の接着剤	外観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—																																																																							
	粘度	MPa・s			1×104～1×105																																																																						
	可使時間	時間			2以上																																																																						
	だれ最小厚さ	mm			0.3以上																																																																						
硬化した接着剤	比重	—	23±2℃	23± 2℃ 7日間																																																																							
	引張強さ	N/mm2			12.5以上																																																																						
	圧縮強さ	N/mm2			50.0以上																																																																						
	引張せん断 接着強さ	N/mm2			12.5以上																																																																						
	接着強さ	N/mm2			6.0以上																																																																						

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除くものとする。</p> <p>(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。</p> <p>(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。</p> <p>4 グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。</p>		<p>(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。</p> <p>(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p> <p>4 <u>グラウトの施工</u> グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。</p>	<p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正 項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正</p>
1-8-4	根固めブロック工	2-3-17	根固めブロック工	根固めブロック工の再編
1	請負者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	1	<u>型枠の材料</u> 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。	
2	請負者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	2	<u>はく離材</u> 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	
3	請負者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	3	<u>型枠の組立</u> 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	
4	請負者は、根固めブロックを乱積施工する場合には嘯み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。	4	<u>コンクリートの打込み</u> 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	
5	請負者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	5	<u>脱型</u> 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	
6	請負者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	6	<u>養生</u> コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	
		7	<u>脱型後の横置き、仮置き</u> 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由						
編章節条		編章節条								
1-8-6	沈床工 7 請負者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、 <u>生松丸太としなければならない。</u> 請負者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。	2-3-18	沈床工 7 <u>木工沈床材の施工</u> 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、 <u>設計図書によるものとする。</u> 受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正						
	10 請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう <u>充てん</u> しなければならない。	10	<u>木工沈床の詰石</u> 請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう <u>充填</u> しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一						
2-5-6	捨石工 1 請負者は、 <u>護岸基礎</u> の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。	2-3-19	捨石工 1 <u>一般事項</u> 受注者は、 <u>捨石基礎</u> の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。	項目見出しの追記						
	2 請負者は、 <u>施工箇所において流水により護岸基礎工に影響がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	2	<u>施工方法の変更</u> 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、 <u>施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	項目見出しの追記 文章表現の修正						
6-3-6-7	階段工	2-3-22	階段工 2 <u>プレキャスト階段の据付け</u> 受注者は、 <u>プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</u>	項目見出しの追記 プレキャスト階段の据付けの追記						
6-4-7-11	現場継手工 1 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を <u>0.4以上の</u> すべり係数が得られるように、 <u>下記</u> に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、表2-5に示す条件に基づき、 <u>厚膜型無機</u> ジンクリッチペイントを使用するものとする。	2-3-23	現場継手工 1 <u>一般事項</u> 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を <u>表2-4に示す</u> すべり係数が得られるように、 <u>以下</u> に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、表2-5に示す条件に基づき、 <u>無機</u> ジンクリッチペイントを使用するものとする。 表2-4 すべり係数	項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合 表記の統一						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>すべり係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 接触面を塗装しない場合</td> <td>0.40以上</td> </tr> <tr> <td>b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合</td> <td>0.45以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	すべり係数	a) 接触面を塗装しない場合	0.40以上	b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45以上	
項目	すべり係数									
a) 接触面を塗装しない場合	0.40以上									
b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45以上									

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	<p>ボルトの締付けについては、<u>下記</u>の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行うものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。</p> <p>(2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。</p> <p>(3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。</p> <p>(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、次に示す回転角を与えらるものとする。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。</p> <p>(5) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。</p>	3	<p><u>ボルトの締付け</u></p> <p>ボルトの締付けについては、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。</p> <p>(2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。</p> <p>(3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。</p> <p>(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、<u>以下</u>に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。</p> <p>(5) <u>ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B I186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。</u></p> <p>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>表記の統一 語尾の修正</p> <p>ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合を追記</p> <p>語尾の修正</p>
4	<p>締付けボルト軸力については、<u>下記</u>の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けるものとする。</p> <p>(3) 締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。</p> <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付前に一つの製造ロットから5組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-7及び表4-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。</p>	4	<p><u>締付けボルト軸力</u></p> <p>締付けボルト軸力については、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p>(3) <u>トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力</u>は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p> <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2-6及び表2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p> <p>(5) <u>耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。</u></p>	<p>項目見出しの追記 表記の統一</p> <p>語尾の修正</p> <p>語句の統一 語尾の修正</p> <p>ボルトの締付けを耐力点法によって行う</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由									
編章節条		編章節条											
5	<p>請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、<u>図4-1</u>のとおりとする。</p> <p>なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行うものとする。<u>これ以外の場合、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>  <p><u>図4-1</u> ボルト締付け順序</p>	<table border="1" data-bbox="1211 316 1839 459"> <tr> <td>セット</td> <td>ねじの呼び</td> <td>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T</td> <td>M20</td> <td>$0.196\sigma_y \sim 0.221\sigma_y$</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>$0.242\sigma_y \sim 0.273\sigma_y$</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>$0.282\sigma_y \sim 0.318\sigma_y$</td> </tr> </table> <p><u>表2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</u> <u>[注] σ_y: ボルト試験片の耐力 (N/mm²) (JIS 4号試験片による)</u></p> <p>5 <u>ボルトの締付け順序</u> <u>受注者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、<u>図2-1</u>のとおりとする。</u></p> <p>なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行<u>わなければならない。</u></p>  <p><u>図2-1</u> ボルト締付け順序</p>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	F10T	M20	$0.196\sigma_y \sim 0.221\sigma_y$	M22	$0.242\sigma_y \sim 0.273\sigma_y$	M24	$0.282\sigma_y \sim 0.318\sigma_y$	項目見出しの追記 語尾の修正
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)											
F10T	M20	$0.196\sigma_y \sim 0.221\sigma_y$											
	M22	$0.242\sigma_y \sim 0.273\sigma_y$											
	M24	$0.282\sigma_y \sim 0.318\sigma_y$											
7	<p>締付け確認については、<u>下記</u>の規定によるものとする。</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。</p> <p>① トルク法による場合は、<u>次のいずれかの方法により締付け確認を行なうものとする。</u></p> <p><u>1) 自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。</u></p> <p><u>2) トルクレンチにより、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。</u></p> <p>(3) 回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行うものとする。</p>	<p>7 <u>締付け確認</u> 締付け確認については、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備<u>及び</u>保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) ボルトの締付け確認については、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p>① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行<u>わなければならない。</u></p> <p>(3) 回転法<u>及び耐力点法</u>による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行<u>わなければならない。</u></p>	項目見出しの追記 表現の統一 表現の修正 語尾の修正										

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6- 4-10-2	<p>9 現場溶接 （5）読負者は、溶接現場の気象条件が下記に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。</p> <p>伸縮装置工 1 読負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。</p>	2-3-24	<p>9 現場溶接 （5）受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。</p> <p>伸縮装置工 1 一般事項 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	表現の統一 項目見出しの追記
6- 4-10-8	<p>銘板工 1 読負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2-2によるなければならない。</p>	2-3-25	<p>銘板工 1 一般事項 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2-2によるなければならない。 ただし、銘板については、起点右側漢字河川名、左側漢字の橋名、終点右側はひらがなの橋名、左側ひらがなの河川名とする。なお、「かわ」「はし」には濁点を付けないを標準とする。</p>	表現の修正 項目見出しの追記 銘板の運用通知を反映

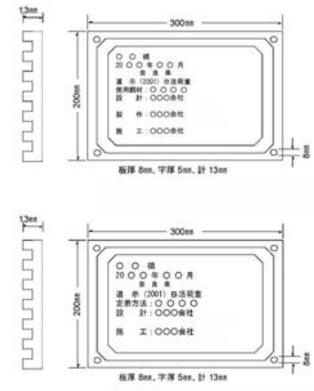
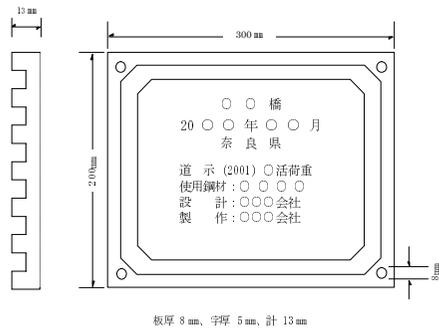
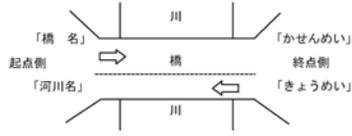


図2-2

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6-1-5-9	多自然型護岸工 5 請負者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。 6 請負者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大ききとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	2-3-26	多自然型護岸工 4 橋銘板 銘版については、起点右側漢字河川名、左側漢字の橋名、終点右側はひらがなの橋名、左側ひらがなの河川名とする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「かわ」「はし」には、濁音を付けないのを標準とする。 	橋銘板の運用通知を反映
6-1-7-7	プレキャストカルバート工 4 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。	2-3-28	プレキャストカルバート工 4 プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。	項目見出しの追記 語尾の修正
6-1-9-9 10	側溝工 10 請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2-3-29 10	側溝工 異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1 1	<u>請負者</u> は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	1 1	<u>コルゲートパイプの組立て</u> <u>受注者</u> は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も <u>可能な限り</u> ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
6-4-8-2	現場塗装工	2-3-3 1	現場塗装工	
1	<u>請負者</u> は、鋼橋の現場塗装は、原則として床版工終了後に行わなければならない。 <u>これ以外</u> の場合は、設計図書によらなければならない。	1	<u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、 <u>鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい</u> 場合は、設計図書によらなければならない。	項目見出しの追記 語句の修正
2	<u>請負者</u> は、 <u>架設後に</u> 前回までの塗膜を損傷した場合は、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	2	<u>塗膜損傷時の処置</u> <u>受注者</u> は、 <u>鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に</u> 前回までの塗膜を損傷した場合は、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	項目見出しの追記 語句の修正
8	<u>請負者</u> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗い <u>するものとする</u> 。	8	<u>付着塩分の水洗い</u> <u>受注者</u> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗い <u>しなければならない</u> 。	項目見出しの追記 語尾の修正
13	下塗り (1) <u>請負者</u> は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	13	下塗り (1) <u>受注者</u> は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装 <u>しなければならない</u> 。	語尾の修正
14	中塗り、上塗り (1) <u>請負者</u> は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	14	中塗り、上塗り (1) <u>受注者</u> は、中塗り <u>及び</u> 上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
16	<p>検査 (6) <u>請負者</u>は、<u>次</u>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査<u>するものとする。</u></p>	16	<p>検査 (6) <u>受注者</u>は、<u>以下</u>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査<u>しなければならない。</u></p> <p><u>2-3-3.2</u> 1 <u>かごマット工</u> <u>一般事項</u> かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。</p> <p>2 <u>要求性能</u> 線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。</p> <p>3 <u>表示標の提出</u> 受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。</p> <p>4 <u>網の結束</u> 側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表記の統一</p> <p>語尾の修正</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		5	<p>結束方法 網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。</p>	
		6	<p>連結方法 連結の方法はコイル式とし表3-2-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。</p>	
		7	<p>かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。</p>	
		8	<p>かごマットの中詰用ぐり石受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p>	
		2-3-3.3	<p>袋詰玉石工</p>	
		1	<p>根固め用袋材 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。</p>	
		2	<p>根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表3-2-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。</p>	
		3	<p>根固め用袋材の要求性能の確認 要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 2-4-1	基礎工 一般事項 2 <u>請負者</u> は、切込砂利、碎石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙 <u>充填材</u> を加え）締固めながら仕上げなければならない。	第4節 2-4-1	基礎工 一般事項 2 <u>基礎工の施工</u> <u>受注者</u> は、切込砂利、碎石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙 <u>充填材</u> を加え）締固めながら仕上げなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
	3 <u>請負者</u> は、土台基礎工の施工にあたり、床を整理し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、碎石等を <u>充填</u> しなければならない。	3	<u>土台基礎工の施工</u> <u>受注者</u> は、土台基礎工の施工にあたり、床を整理し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、碎石等を <u>充填</u> しなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
	7 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度 <u>とするものとする。</u>	7	<u>止杭の先端</u> 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度に <u>しなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正
2-4-4	既製杭工 2 既製杭工の工法は、打込み杭工法 <u>及び</u> 中掘り杭工法 <u>とし</u> 、プレボーリングの取扱いは設計図書に <u>よるものとする。</u>	2-4-4	既製杭工 2 <u>既製杭工の工法</u> 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング <u>杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法</u> <u>とし</u> 、取扱いは <u>本条及び</u> 設計図書に <u>よらなければならない。</u>	項目見出しの追記 道路橋示方書と整合 語尾の修正
	3 <u>請負者</u> は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	<u>試験杭の施工</u> <u>受注者</u> は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合
	4 <u>請負者</u> は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	4	<u>施工計画書、施工記録</u> <u>受注者</u> は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
11	<p>請負者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	11	<p><u>中掘り杭工法による既製杭工施工</u> 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合 先端処理については最終打撃だけでなく噴出攪拌の場合も適切に行う必要があるため 項目見出しの追記</p>
16	<p>請負者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。</p>	16	<p><u>セメントミルクの水セメント比</u> 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。</p>	
18	<p>請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散ないように、適正な処理を行わなければならない。</p>	18	<p><u>殻運搬処理</u> 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 文章表現の統一</p>
21	<p>(1) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。</p> <p>(3) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督職員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p>	21	<p><u>鋼管杭・H鋼杭の現場継手</u> (1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。 (3) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。また、工事完成時に監督職員へ写しを提出しなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 杭の継手は溶接継手だけでなく無溶接である機械式継手もあること、今後は無溶接継手に移行していくべきと考えることから。</p>